

(別紙1)

競合品目・競合企業リスト

令和 2年 4月 20日

申請 品目	マリンバンテル	申 請 年月日	令和元年12月17日	申請 者名	Meiji Seika ファルマ株 式会社
----------	---------	------------	------------	----------	--------------------------

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目1	マリンサワーSP30/45	株式会社 片山化学工業研究所
競合品目2	サカナガード	保土ヶ谷化学工業株式会社
競合品目3	水産用ベネサール	あすかアニマルヘルス株式会社

競 合 品 目 を 選 定 し た 理 由
有効成分が過酸化水素水及びプラジクアンテルである上記競合品目は同じ水産用駆虫薬市場にあり、 効能効果は異なるもののぶり属魚類のエラムシ駆除を目的とし使用されることがあると報告されている ため競合品目としました。また、競合品目選定にあたっては、 売り上げ高順に1～3を選定しました。

(別記様式1)

競合品目・競合企業リスト

令和2年4月22日

再審査 申請 品目	ハダクリーン	再審査 申 請 年月日	平成 30 年 2 月 15 日	申請 者名	バイエル薬品株式 会社
-----------------	--------	-------------------	---------------------	----------	----------------

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目 1	該当なし	該当なし
競合品目 2	該当なし	該当なし
競合品目 3	該当なし	該当なし

競 合 品 目 を 選 定 し た 理 由
・クロマグロを含むスズキ目魚類の住血吸虫 (<i>Cardicola opisthorchis</i>) の駆除に対する効能・効果は、「水産用ベネサール」及び「ハダクリーン」(共同開発者バイエル薬品株式会社)のみである。 ・プラジクアンテルを有効成分とし、魚類を対象動物とする動物用医薬品は「水産用ベネサール」及び「ハダクリーン」のみであり、類似製剤の承認はない。 ・クロマグロを含むスズキ目魚類の住血吸虫 (<i>Cardicola opisthorchis</i>) の駆除は、特許 2012-9059「魚類の住血吸虫の駆除剤および魚類の住血吸虫の駆除方法」に該当するため、競合品開発もない。

(別記様式1)

競合品目・競合企業リスト

令和2年4月22日

再審査 申請 品目	水産用ベネサー ル	再審査 申 請 年月日	平成 30 年 2 月 15 日	申請 者名	あすかアニマルヘル ルス株式会社
-----------------	--------------	-------------------	---------------------	----------	---------------------

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目 1	該当なし	該当なし
競合品目 2	該当なし	該当なし
競合品目 3	該当なし	該当なし

競 合 品 目 を 選 定 し た 理 由
・クロマグロを含むスズキ目魚類の住血吸虫 (<i>Cardicola opisthorchis</i>) の駆除に対する効能・効果は、「水産用ベネサール」及び「ハダクリーン」(共同開発者バイエル薬品株式会社)のみである。 ・プラジクアンテルを有効成分とし、魚類を対象動物とする動物用医薬品は「水産用ベネサール」及び「ハダクリーン」のみであり、類似製剤の承認はない。 ・クロマグロを含むスズキ目魚類の住血吸虫 (<i>Cardicola opisthorchis</i>) の駆除は、特許 2012-9059「魚類の住血吸虫の駆除剤および魚類の住血吸虫の駆除方法」に該当するため、競合品開発もない。